

負担割合等変更に伴う対応について

○負担割合の変更について

負担割合証は、前年の所得状況等により毎年8月1日から翌年7月31日までの負担割合を決定し送付していますが、世帯の人数の増減や世帯員の65歳到達など世帯構成に変更があった場合は、年度途中で負担割合が変更されることがあります。

○遡及変更について

確定申告や修正申告等により所得更正があり、当初に判定の根拠とした所得状況が遡及して変更された場合は、負担割合も再判定を行い、年度当初（毎年8月）に遡って変更されます。その際は、既に支払われている利用者の自己負担額や介護給付費の差額調整が必要となります。

厚生労働省からは、「本来は保険者と被保険者の間で追加給付や過給分の返還請求を行うべきものと考えられる」（平成27年老介発0713第1号老健局介護保険計画課長通知）と示していますが、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という）からは、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）の審査を通さないと（給付実績に調整後の給付額が反映されないため）高額介護サービス費等に影響が出てしまうことや、各保険者で取扱いが異なることで混乱が生じること、正しい給付情報の把握が行えなくなるなど、利用者や事業者への影響が大きいため、事業者にて過誤再請求を行っていただくよう見解が示されました。

逗子市としましても、高額介護サービス費等の計算に影響が出るなど利用者への不利益につながるため、国保中央会の見解どおり事業者による過誤再請求を行っていただくことが最善であると判断しています。

負担割合変更による差額調整につきましては、事業者による「利用者との差額調整」・「介護給付費の過誤再請求」の方法によってご対応いただきますようご理解ご協力をお願い申し上げます。

※世帯構成の変更や所得更正等により負担限度額認定の判定段階に変更が生じた場合も同様の手続きをお願いいたします。